

見附市告示第30号

見附市がん患者医療用補整具購入費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月24日

見附市長 稲田 亮

見附市がん患者医療用補整具購入費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市がん患者医療用補整具購入費助成事業実施要綱（令和6年見附市告示第109号）の一部を次のように改正する

第5条第1項中「いう。）は、」の次に「助成対象物品の購入日の属する年度の翌年度の末日までに」を加える。

附則第2項を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。